



平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会社名 武藤工業株式会社  
代表者名 取締役社長 加賀 市喜  
(コード番号 7999 東証第1部)  
問合せ先 経営企画本部長 井上 泰秀  
(TEL. 03 - 5486 - 1111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 57 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)および関連する法務省令である「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)および「電子公告規則」(平成18年法務省令第14号)(以下、「新法等」という。)が交付され、平成18年5月1日に施行されることが決定されたことに伴い、定款の一部変更、条数の繰り下げ等を行うものであります。具体的には以下のとおりであります。

- (1) 定款に規定することにより導入が可能となる事項に関して以下の定款規定の新設及び変更を行うものであります。

##### 第 5 条 (公告方法)

効果的かつ経済的な情報開示方式である電子公告を採用し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない措置を定めるものであります。

##### 第 11 条 (単元未満株式についての権利)

単元未満株主株式について行使することができる権利を定めるものであります。

##### 第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を考慮して、インターネットを利用した方法による株主総会書類等の開示を可能とするものであります。

##### 第 30 条第 2 項 (取締役会の決議)

経営判断をより機動的に行えるよう、全取締役の同意があり、監査役にも異議がない場合に限り、会議を開催することなく書面による取締役会の決議を可能とするものであります。

##### 第 32 条 (取締役の責任免除) 第 43 条 (監査役の責任免除)

優秀な役員確保と当該役員が期待される役割を十分に果たせるよう法令で定められた限度で役員の責任免除及び責任を限定する契約を締結することを可能とするものであります。

(2) 「新法等」の規定により定款にその定めがあるとみなされる事項について実務上対応するために、以下の定款規定の新設及び変更を行うものであります。

第4条（機関）

第8条（株券の発行）

第14条（株主名簿管理人）

(3) その他「新法等」に実務上対応するために、形式的な字句の修正、引用条文の修正等、定款諸規定の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 （省略）</p> <p>第2条 （省略）</p> <p>第3条 （省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（公告の方法）</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>（発行する株式の総数）</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、170,000,000株とする。</p> <p>（自己株式の取得）</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって、自己の株式を買受けることができる。</u></p> <p>（新設）</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 （現行どおり）</p> <p>第2条 （現行どおり）</p> <p>第3条 （現行どおり）</p> <p>（機関）</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>（1）取締役会</p> <p>（2）監査役</p> <p>（3）監査役会</p> <p>（4）会計監査人</p> <p>（公告方法）</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、170,000,000株とする。</p> <p>（自己の株式の取得）</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって、自己株式を取得することができる。</u></p> <p>（株券の発行）</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係わる株券を発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(单元未満株式の買増し制度)</p> <p>第8条 当社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規定に定めるところにより、その单元未満株式の数と併せて一単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、单元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する手続きおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規定による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第11条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p>	<p>(单元株式数)</p> <p>第9条 当社の单元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、单元未満株式に係わる株券を発行しない。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第12条 当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株式取扱規定)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第14条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、株券喪失登録の手続き、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>2 前項のほか必要のある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して基準日を定める。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか必要のある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して基準日を定める。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>第17条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)  第17条 株主総会の議事については、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会  第18条 (条文省略)  (取締役の選任)  第19条 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれをこなう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(累積投票の排除)  第20条 <u>当社の取締役の選任決議は、全て累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)  第21条 <u>取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)  第22条 <u>取締役会は、その決議により取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)  第23条 <u>取締役社長は、会社を代表する。</u>  2 <u>必要に応じ、取締役会の決議により、前項に加えて更に代表取締役を定めることができ、各自会社を代表するものとする。</u></p>	<p>(議事録)  第21条 株主総会の議事については、<u>法令で定めるところにより、議事録を作成する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会  第22条 (現行どおり)  (取締役の選任)  第23条 <u>取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、全て累積投票によらない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の任期)  第24条 <u>取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)  第25条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選任し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の職務)</p> <p>第24条 <u>取締役社長は、定款ならびに取締役会の決議を執行し、会社の最高経営責任者として会社業務の全般を統轄する。</u></p> <p>2 <u>各取締役は、取締役会の構成員として経営の意思決定及び執行役員の業務監督を行い、会社業務全般の効率化を図る。</u></p> <p>(取締役の報酬)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬およびその退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第28条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 執行役員</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第31条 (条文省略)</p>	<p>(取締役の職務)</p> <p>第26条 <u>各取締役は、取締役会の構成員として経営の意思決定および執行役員の業務監督を行い、会社業務全般の効率化を図る。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下報酬等という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第30条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>第5章 執行役員</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>第6章 監査役および監査役会</p> <p>第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)  <u>第32条 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行なう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の任期)  <u>第33条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)  <u>第34条 監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上置く。</u></p> <p>(監査役の報酬)  <u>第35条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>第36条 (条文省略)  第37条 (条文省略)  第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役の選任)  <u>第35条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(補欠監査役の予選の効力)  <u>第36条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)  <u>第37条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)  <u>第38条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等)  <u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第40条 (現行どおり)  第41条 (現行どおり)  第42条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)  <u>第43条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第39条 当社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。</p> <p>(利益処分)</p> <p>第40条 当社の利益金は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会の承認を得て処分する。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第41条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録した質権者に対して、これを支払う。</p> <p>(新設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第42条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録した質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下中間配当という。)をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第43条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>2 未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第44条 会計監査人は、株主総会において選任する</p> <p>2 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>3 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(期末配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第48条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。</p> <p>2 前項の金銭には利息をつけない。</p>